

審査基準

令和4年5月13日作成

法令名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根拠条項：第8条第3項
処分の概要：認定証の書換え
原権者(委任先)：三重県公安委員会
法令の定め： ○ 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則 ・ 第10条（認定証の書換えの申請）
審査基準： 判断基準は法令の定めによる。
標準処理期間：14日
申請先：自動車運転代行業の主たる営業所の所在地を管轄する警察署の交通課
問い合わせ先：交通部交通企画課企画係(059-222-0110) 警察署交通課
備考：